

# 大分県報

令和二年  
三月三十一日  
号外（四〇）

（火曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県企業局文書管理規程の一部改正……………

告 示

議 会 告 示

教育委員会告示

選挙管理委員会告示

人事委員会告示

監査委員会告示

労働委員会告示

収用委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示

内水面漁場管理委員会告示

企業局告示

病院局告示

大分県情報提供推進要綱の一部改正……………

訓 令 甲

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………

### ○企業局管理規程

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

大分県企業局長 岡 本 天津 男

大分県企業局管理規程第七号

### 大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

大分県企業局文書管理規程（平成二十一年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

人権・同和	人権・同和に関する往復文書、帳簿等の文書

を

人権・部落差別解消	人権・部落差別解消に関する往復文書、帳簿等の文書

に改める。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

○ 告 示

○ 議 会 告 示

○ 教育委員会告示

○ 選挙管理委員会告示

○ 人事委員会告示

○ 監査委員会告示

○ 労働委員会告示

○ 収用委員会告示

○ 大分海区漁業調整委員会告示

○ 内水面漁場管理委員会告示

○ 企業局告示

○ 病院局告示

大分県告示第二百五号

大分県報号外（企業局管理規程・告示・議会告示・教育委告示・選

管委告示・人事委告示・監査委告示・労働委告示・

収用委告示・大分海区漁調委告示・内水面漁管委告

示・企業局告示・病院局告示）

大分県議会告示第一号  
 大分県教育委員会告示第七号  
 大分県選挙管理委員会告示第八号  
 大分県人事委員会告示第二号  
 大分県監査委員会告示第五号  
 大分県労働委員会告示第二号  
 大分県収用委員会告示第一号  
 大分海区漁業調整委員会告示第十号  
 大分県内水面漁場管理委員会告示第一号  
 大分県企業局告示第一号  
 大分県病院局告示第一号

大分県告示第四百二十九号  
 大分県議会告示第三号  
 大分県教育委員会告示第五号  
 大分県選挙管理委員会告示第二十八―五号  
 大分県人事委員会告示第二号  
 大分県監査委員会告示第三―二号  
 大分県労働委員会告示第五号  
 大分県収用委員会告示第一―三号  
 大分海区漁業調整委員会告示第八―二号  
 大分県内水面漁場管理委員会告示第三号  
 大分県企業局告示第二号  
 大分県病院局告示第二号

の一部

を次のように改正する。  
令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞  
 大分県議会 議長 麻生 栄  
 大分県教育委員 委員 木村 俊  
 大分県選挙管理委員会 委員長 石井 久  
 大分県人事委員会 委員長 藤井 博  
 大分県代表監査委員 委員 深田 茂  
 大分県労働委員会 会長 人文 子

大分県報号外 (告示・議会告示・教育委告示・選管委告示・人事委告示・監査委告示・労働委告示・収用委告示・大分海区漁調委告示・内水面漁管委告示・企業局告示・病院局告示・訓令甲)

大分県収用委員会 会長 大森 克磨  
 大分海区漁業調整委員会 会長 内田 健  
 大分県内水面漁場管理委員会 会長 原 和  
 大分県企業局 局長 岡本 天津男  
 大分県病院局 局長 田代 英哉

別表第二の中分類の欄中「児童・母子福祉」を「児童・母子父子福祉」に、「回覧」を「人権問題」に、「工鉱業」を「鉱工業」に、「スポーツ・レクリエーション」を「スポーツ・レクリエーション」に、「青少年・婦人」を「青少年・女性」に改める。

附則  
 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

### 訓令 甲

大分県訓令第十五号

本庁  
 教育庁  
 人事委員会事務局  
 監査事務局  
 警察本部  
 労働委員会事務局  
 議会事務局  
 企業局  
 病院局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

第三条第五号中「大分県監査事務局規程」を「大分県監査委員事務局規程」に改める。  
 第五条第一項第三号及び第八条第一項の表中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。  
 別表第一の四の項の知事の欄中第一号及び第二号を削り、同項の警察本部長の欄中第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 規則第三十六条第一項の規定に基づき、歳入の徴収の委託契約（業務委託契約（指定管理者の指定を含む。）に併せて歳入の徴収を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が一千万円以上のものに限る。）又は収納の委託契約（設計金額が一千万円以上のものに限る。）を締結すること。

二 規則第六十九条第一項の規定に基づき、支出事務の委託契約（設計金額が一千万円以上のものに限る。）を締結すること。

別表第一の四の項の課長の欄中第三十七号を第三十九号とし、第十五号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 規則第六十九条第一項の規定に基づき、支出事務の委託契約（設計金額が一千万円未満のものに限る。）を締結すること。

別表第一の四の項の課長の欄中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 規則第三十六条第一項の規定に基づき、歳入の徴収の委託契約（業務委託契約（指定管理者の指定を含む。）に併せて歳入の徴収を委託する場合において、当該業務委託契約の設計金額が一千万円未満のものに限る。）又は収納の委託契約（設計金額が一千万円未満のものに限る。）を締結すること。

別表第一の八の項の課長の欄中第二十七号を第二十八号とし、第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 規則第三十五条の三の規定に基づき、使用料の全部又は一部を還付すること。

#### 附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。